

クリスチャニティー委員会規則

(名称)

第 1 条 本委員会は、クリスチャニティー委員会と称する。

(使命と目的)

第 2 条 本委員会の使命と目的は、国際憲法第 2 条第 1 項に従い「イエス・キリストの教え」をワイズメンズ活動に生かしていくために、すべてのメンバーに「キリスト教精神の理解」を促すことにあり、次の各号を、実施することで果たされる。

- ① 「キリスト教理解」講座の開催
- ② 「キリスト教理解」のための研修会や役員会での礼拝の企画などの開催

(位置)

第 3 条 本委員会は、定款施行細則第 15 条第 1 項に基づき、常置委員会として設けられる。

(構成)

第 4 条 本委員会は、理事によって任命された委員長および、委員長が推薦し理事が任命した数名の委員で構成される。

2. 本委員会は、理事の承認を経て小委員会を設置することができる。
3. 委員はクリスチャン、ノンクリスチャンを問わない。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、委員長については連続して 4 期、委員については 6 期までの再任を妨げない。

2. 期の途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(役職委員)

第 6 条 本委員会は、次の役職を置く。

1. 委員長 1 名 チャプレン
2. チャプレンは、本委員会が推薦し理事が任命する。

(役職委員の職務)

第 7 条 委員長は、本委員会を統括し、委員会を代表する。

(付則)

第 8 条 この規則に定めのない事項は、本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。

2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより、改正することができる。

2004年4月4日	制定	2004年4月5日	施行	2005年11月28日	改正	2005年11月28日	施行
2014年4月19日	改正	2014年7月1日	施行	2016年4月9日	改正	2016年7月1日	施行